

浜辺の歌音楽館少年少女合唱団制服更新製作業務公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

浜辺の歌音楽館少年少女合唱団（以下「合唱団」という。）の制服が製作後28年を経過したことから、制服を更新する。

制服の更新にあたり、合唱団のイメージを損なうことのないよう現在の制服と調和する生地、スタイル・デザインを用いて製作する必要がある、これらの提案を公募により求めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名称

浜辺の歌音楽館少年少女合唱団制服更新製作業務

(2) 業務内容

別紙1「仕様書」による。

(3) 業務委託期間

契約日の翌日から令和3年2月22日（月）まで

(4) 提案限度額

792,000円（消費税及び地方消費税含む）以内

ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

3. 公募型の方式

企画提案書公募による公募型とする。

4. 参加資格

- (1) 本業務と同様又は類似業務の実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 秋田県内において、指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

5. スケジュール

	内 容	期日等
1	実施要領等の公開	令和2年12月7日(月)
2	質問書提出期限	令和2年12月11日(金)午後5時まで
3	質問書回答期限	令和2年12月15日(火)
4	企画提案書提出期限※	令和2年12月21日(月)午後5時必着
5	審査結果通知	令和2年12月下旬
6	契約締結	令和2年12月下旬

※参加意向申出書類提出も同様とする。

6. 質問書の受付・回答

質問書の提出は電子メールによるものとする。

- (1) 提出様式：質問書(様式5)
- (2) 提出先：北秋田市森吉公民館
メールアドレス mr-kouminkan@city.kitaakita.akita.jp
- (3) 提出期限：令和2年12月11日(金)午後5時まで
- (4) 回答方法：電子メールにより質問者へ随時回答。

7. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ①参加意向申出書(様式1)
 - ②会社(法人)概要調書(様式2)
 - ③業務実績書(様式3)
 - ④暴力団排除に関する誓約書(様式4)
 - ⑤企画提案書(任意様式)※生地のサンプル必須
 - ⑥業務スケジュール表(任意様式)
 - ⑦見積書(任意様式)
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 令和2年12月21日(月)午後5時必着
- (4) 提出先 北秋田市森吉公民館
- (5) 提出方法 持参又は郵送(直接持参する場合は土日、祝日を除く)
- (6) 受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

8. 審査方法

- (1) 浜辺の歌音楽館少年少女合唱団制服更新製作審査委員会(以下、「審査委員会」とい

- う。)において評価を行い、評価が最も高い者から受託候補者及び次点者を選定する。
- (2) 最低基準点は、審査委員による合計点の総得点が満点の6割とする。
 - (3) 企画提案者が1者のみの場合でも審査は実施する。

9. 審査結果の通知及び公表

審査結果は書面により企画提案者すべてに通知することとし、審査の経緯や経過に関する問い合わせには一切応じない。また、審査結果に関する異議申し立ては受けない。

10. 企画提案者の失格

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

11. 企画提案者の辞退

企画提案後に辞退する場合は文書にて提出すること（任意様式）

12. 契約について

契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と本市が協議・調整を行った上で北秋田市財務規則（平成 17 年規則第 38 号）の定めに従い契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。なお、辞退その他の理由により契約できない場合は、次点者と契約の交渉を行うこととする。

13. 留意事項

- (1) 企画提案にあたる費用はすべて企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案者は複数の企画提案を行うことはできない。また、提出書類提出後の企画提案書等の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等についてはこの限りでない。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。
- (4) 郵送等による事故については、本市においていかなる責任も負わない。
- (5) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止する場合がある。なお、この場合において、企画提案等に要した費用を本市に請求することはできない。

- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果に生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (7) 本市が公募の案件に関する報告、公表等のために必要な場合は、企画提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 本業務により作成された制作物等の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (9) 本公募によるプレゼンテーション等を行わないものとする。

14. 問い合わせ・書類等提出先

〒018-4301

北秋田市米内沢字寺ノ下 16-3

森吉公民館 担当 細田

T E L : 0186-72-3259 F A X : 0186-72-3374

E-mail : mr-kouminkan@city.kitaakita.akita.jp